

犯罪収益移転防止法に関する確認

私は、「外国政府等において重要な公的地位にある者等」に該当しません。

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止策を適切に実施するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、個人のお客様やそのご家族、または法人のお客様の実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただく場合があります。

そのため、外国政府等において重要な公的地位にある方等に該当する場合は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

なお、外国政府等において重要な公的地位にある方とは以下に該当する方をいいます。

- ① 外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方
 1. 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 2. 我が国における衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長に相当する職
 3. 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 4. 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 5. 我が国における統合幕僚長・副長、陸上幕僚長・副長、海上幕僚長・副長、航空幕僚長・副長に相当する職
 6. 中央銀行の行員
 7. 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ② 過去に①であった方
- ③ ①または②の方のご家族
 1. 配偶者（事実婚を含みます。以下、同様）
 2. 父母
 3. 子
 4. 兄弟姉妹
 5. 1～4以外の配偶者の父母、および配偶者の子
- ④ ①～③の方が実質的支配者に該当する法人

外国口座税務コンプライアンスに係る自己宣誓（FATCA）

私は、「税法上の米国人（米国民（米国籍保有者）および米国居住者）」に該当しません。

米国の「外国口座税務コンプライアンス法」（FATCA：「ファトカ」と読みます）および関連する

日米当局声明により、お客様が税法上の米国人（米国民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当するか否かを確認し、該当する場合にはお客様の情報を米国内国歳入庁へ報告することが金融庁および国税庁より要請されています。

そのため、税法上の米国人（米国民（米国籍保有者）または米国居住者）に該当する場合は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

日本版CRSに係る自己宣誓

私は、「外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税または法人税に相当する税を課されるものとされている者」に該当しません。

また、居住地国等の変更があった場合には、3ヵ月以内に届出することに同意します。

外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避の防止を目的として、経済協力開発機構（OECD）で策定された「共通報告基準（CRS）」に従い、各国金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で自動交換する制度として、平成29年1月1日に、改正「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下、「実特法」といいます）が施行されました。

日本では、CRSに従った情報交換を実施する観点から、改正された「実特法」に基づき、金融機関はお客様から金融口座情報を記載した届出書をご提出いただき、お客様の居住地国（※）が法令で指定された外国の場合等は、お客様の金融口座情報を報告することが国税庁より要請されています。

そのため、外国の法令において、その外国に住所や本店等の所在地、国籍を有すること等により所得税または法人税に相当する税を課されるものとされている方に該当する場合は、本アプリから口座開設をお申込みいただくことはできません。

なお、当金庫とのお取引を開始して以降、居住地国等の変更があった場合には、居住地国に異動が生じることとなった日から3ヵ月を経過する日までに異動届出書を提出いただく必要があります。